通常フォローアップ国を目指す上では課題も

不合格

項

は減少、

「通常フォローアップ国」となるために必要な今後の対応について考察する。のた。本稿では、今回の評価引き上げのポイントと、次回の第5次相互審査で価引き上げがなされた結果、「一部適合」「不適合」の勧告の数は11から6まで減げられた。22年に実施された第1回フォローアップと合わせて、六つの勧告の評告書(FUR)が2023年10月に公表され、五つの勧告について評価が引き上金融活動作業部会(FATF)の第4次対日相互審査の第2回フォローアップ報

五つの勧告が合格水準に第2回FURでは

(M)」となり、改善が必要であ 要告書(MER = Mutual Evaluation Report)では、日本は40 の勧告のうち11の勧告について 「不合格水準(PC、NC評 「不合格水準(PC、NC評

> (注2)。 (注2)。

勧告2(国内関係当局間の協22年9月の第1回FURでは

力)が「おおむね適合」(L C)に引き上げられた。そして C)に引き上げられた。そして C)からLCに格上げされた。 C)からLCに格上げされた。 具体的には、勧告5(テロ資金 供与の犯罪化)、勧告6(テロリストの資産凍結)、勧告6(テロリストの資産凍結)、

アソシェイト 白田 侑希シニア・アソシェイト

専門家(DNFBPs)に対す もっとも、引き続き六つの勧告は不合格水準にとどまっている(図表)。これらの勧告については「不適合」での手価の引き上げと、第5いての評価の引き上げと、第5いで相互審査での有効性評価の向

FATF審査フォローアップの状況

「図表]

FATFによる評価状況

勧告		MER	現状
2	国内関係当局間の協力	PС	LC
5	テロ資金供与の犯罪化	PС	LC
6	テロリストの資産凍結	PС	LC
8	非営利団体(NPO)の悪用防止	N C	РС
12	PEP (重要な公的地位を有する者)	PС	PС
22	DNFBPsにおける顧客管理	PС	РС
23	DNFBPsによる疑わしい取引の報告義務	PС	РС
24	法人の実質的支配者	PС	LC
25	法的取り決めの実質的支配者	PС	РС
28	DNFBPsに対する監督義務	PС	LC

評価が高い順に、C(適合)、LC(おおむね適合)、PC(一 部適合)、NC(不適合)。 所) FATF資料からあずさ監査法人作成。

拡大し、また、

法定刑

以下の罰金から、 役または1000万円 を従来の10年以下の懲

12 年

らの改正が評価され、 2 年12月29日施行)。 200万円以下の 以下の懲役もしくは1 刑へ引き上げた(22 回FURでは、これ の罰

口 脅迫目的」を要件としておりテ する刑罰が軽く抑止力がないこ で有罪判決を受けた自然人に対 特定のテロ資金提供処罰法違反 集が犯罪化されていないこと、 ストのための資産提供・資金収 テロ行為との関連性がない場合 日本はPC評価だった。 と、テロ資金提供罪が「公衆等 テロ組織または個々のテロリ 資金供与防止条約の内容と一 特定

化は、

テロ資金供与の抑止の 資金供与防止条約に

・テロ

告5「テロ資金供与の

犯罪

犯罪化を実現

法改正でテロ資金供与の

一が今後の

ポイントとなる。

Е

Rでは勧告5につ

て、

不十分とされた。 致していないこと等が これらの指摘を受け 22年12月にテロ資

マネロンの前提犯罪とすること テロ資金供与罪を共犯も含めて 沿ってテロ資金供与を犯罪とし、

となるよう適用範囲を 口資金供与の規制対象 脅迫目的がなくともテ 金提供処罰法を公衆等 とを求めている。

払」および「資本取引」を制限 は送金人であった場合には「支 いて、制裁対象者が受取人また 非居住者と居住者間の送金につ 置に対応している。外為法では、 ロリスト財産凍結法(国テロ 日本は、外為法および国際テ で、 財務省から許可証を得な 行えないこととしている。 テロ資金供与の制裁措

された。 PC評価 から L C 評 価に格 上げ

国

一テロ

法は、

裁対象

続き課題として指摘されている。 非適用となっている点が、 では自己資金の提供に対しては 一方で、 テロ 資金提供処罰法 引き

国内手続きの整制裁指定に係る 備

利益のためのいかなる資金・資 直接・間接を問わず、その者の 産も利用できないようにするこ を実施するための法的整備と、 資産を凍結する標的型金融制裁 テロに関与する者または団体の 議(安保理制裁決議)に基づき 告6 国連安全保障理事会決 一テロリストの資産凍

> れる。 限る)を制限し、都道府県公安 者との資産の受領、 公安委員会のそれぞれの官報に 資産凍結措置は、外務省と国 ないようにしている。これらの 委員会が承認しない限り、行え 住者間または日本国内の取引に たは売却といった金融取引 公告された時点で直ちに適用さ 借入れ、 ま

おり、 びテロ資金供与対策に関するガ 換業者)にのみ適用可能である 関に対して制裁措置の対応を求 庁「マネー・ローンダリング及 されている点が認められ、金融 までのタイムラグについて改善 裁措置を実行する法令を有して ンは金融機関(含む暗号資産交 めている点も評価されていた。 イドライン」において、 一方で、 MERにお 安保理制裁決議から告示 金融庁のガイドライ V て、 H 本は、 金融機

資金やその他

の資産にまで及ん

団体)の代理またはその指示で また、指定された個人(または

する個人(および団体)の

PC評価にとどまった。
これらの指摘に対し日本政府
は、関係省庁連絡会議で合意し
は、関係省庁連絡会議で合意し
は、関係省庁連絡会議で合意し
に手続きにより、制裁指定に係
る国内手続きを整備した。また、
る国内手続きを安保理決議から24時
間以内(注3)に実施するよう
間以内(注3)に実施するよう
によって、がおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、おおむね差異は解消
によって、が、

評価となっていた。主に年次報

もっとも、第2回FURでは、 まが凍結資産を当局に報告する 家が凍結資産を当局に報告する ないない点が指摘されている。 でいない点が指摘されている。 資産を預かることを想定してお らず、DNFBPsが顧客から 資産を預かることを想定してお らず、DNFBPsが顧客から た個人(または団体)との間の を義務付けていない点や、DN にしてお

引き続き課題

勧告8「NPOの悪用防止」 勧告8「NPOの悪用防止」 関連する法令の妥当性を見直し、 関連する法令の妥当性を見直し、 弱であると特定されたNPOに 弱であると特定されたNPOに のの、重点的かつ比例的な措置を で、重点的かつ比例のな措置を で、重点的かつ比例のな措置を

摘されていた。 リスクベースアプローチに基づ ものの、テロ資金供与に関する バナンスについて監督している 調査の実施といった一般的なガ 告書や臨時報告書の収集、現場 ダンスや関係省庁間の連携が最 いた対応が不十分とされた。 小限にとどまっている点等が指 あるとともに、NPOへのガイ 全体でのリスク評価が不十分で の対象範囲が狭く)、セクター たはその種類を特定しておらず の悪用のリスクがあるNPOま (FATFの定義よりもNPO 具体的には、テロ資金供与へ

を行った。加えて、21年に設置人種別ごとのリスク評価の実施調査書」において、NPOの法は22年度「犯罪収益移転危険度は22年度「犯罪収益移転危険度

世、拡散金融対策政策会議」の枠・拡散金融対策政策会議」の枠をかけ)の実施、「NPO法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」(22年6月)の公表や教育プログラムの提供などもや教育プログラムの提供などもやではNCからPC評価に引き上げられた。

理解向上が挙げられる。 しかし、引き続き課題が存在 することも指摘されている。具 体的には、特定されたリスクに 体的には、特定されたリスクに 対処するために比例的かつ効果 がなリスクベースでの監督の ようなリスクベースでの監督の ようなリスクバースでの監督の ようなリスクバースでの監督の はできる についてのNPOのさらなる

また、テロ資金供与や乱用がの高度な専門知識と能力や、関の高度な専門知識と能力や、関の高度な専門知識と能力や、関のには、NPOに適用されるリスクベースアプローチ等の要件がクベースアプローチ等の要件がの監督などに関しても課題がかの監督などに関しても課題が

指摘している。

日本のNPOの活動がリスクの高い地域に及んでいることをの高い地域に及んでいることを

うことも、 慈善活動を行う非営利団体を含 れている。法人化されていない 学校法人、宗教法人、医療法人、 益法人、特定非営利活動法人、 または団体」である。それに対 とを目的とした法人、法的取極 ために、またはその他の種類の 教育・社会・友愛などの目的 めて勧告8に準拠した監督を行 および社会福祉法人と、定義さ し、日本におけるNPOは、公 に資金を供与または分配するこ の定義は「慈善・宗教・文化 「慈善活動」を行うために、 また、 FATFによる NPO 課題の一つである。 0

法人の実質的支配者把握対応が道半ばの

されることを防止するよう求め財団法人)がマネロン等に乱用持分会社、一般社団法人、一般持分会社、一般社団法人、一般

FATF審査フォローアップの状況

でいる。当局が法人の実質的支 店所在地等の情報と、株主およ 店所在地等の情報と、株主およ が社員の氏名や各株主の保有す る株式数等を記載した株主名簿 または社員名簿)が必要である。 各国は、当局が適時に法人の実 質的支配者を確認できるよう、 質数の手法により、当局が効率 的に必要な情報へアクセスでき るような体制を構築することが 求められている。

MERではPC評価であった が、第2回FURでは1段階引 き上げられ、LC評価となった。 き上げられ、LC評価となった で、22年1月31日から運用開始 で、22年1月31日から運用開始 となった「実質的支配者リスト となった「実質的支配者リスト となった「実質的支配者リスト となった「実質的支配者リスト となった「実質的支配者である が実質的支配者情報を入手する ために当局と協力することを可 ために当局と協力することを可 ために当局と協力することを可 ために当局と協力することを可 の商業登記における株主リスト の届け出に関する再評価を依頼 し、説明をより丁寧に行ったこ と等が評価引き上げにつながっ と等が評価引き上げにつながっ

他方、依然として複数の差異

よる制裁措置にはいまだ課題が

sへのリスクベースでの監督の

や範囲、

効果性、当局に

具体的には、商業登記所において入手できる株主情報の範囲がて入手できる株主情報の範囲がな基本情報に適時にアクセスでな基本情報に適時にアクセスでな基本情報に適時にアクセスできるようにするための具体的なきるようにするための具体的な音でがないこと、無記名株式の売買禁止後の措置が不十分であること等である。

等である。しかし、DNFBP き上げられ、 C評価を受けているが、本勧告 れたこと、 取引時確認義務の対象と規定さ 具体的には、 の措置が講じられたこと等によ の要件を満たすためのいくつか めるものである。MERではP 監督措置の対象とすることを求 口資金供与対策のための規制や ネー・ローンダリングおよびテ と監督」は、 ガイドラインが公表されたこと 益移転防止法改正で弁護士等が 勧告28「DNFBPsの規制 第2回FURでは1段階引 DNFBPs向けの 22年12月の犯罪収 LC評価となった。 DNFBPsをマ

勧告も評価が据え置かれ

た

残され

れている。

明示的な義務があるかが不明確 値を超える臨時の取引を行う際 の評価が据え置きとの判断とな 点であることから、勧告25全体 となった。この基準は重要な観 でおらず、本基準は未充足評価 4)という差異への対応が進ん であること」(基準25・3、注 BPsに自己の状況を開示する に、受託者が金融機関やDNF れた「取引関係構築の際や、 れた。しかし、MERで指摘さ 是正する措置がいくつか講じら Rでも評価は据え置きとなった。 評価を受けており、第2回FU るものである。MERではPC 必要な措置を講じることを求め 口資金供与に乱用されないよう り決め (信託等) がマネロン・テ 性と実質的支配者」は、 MER以降、ギャップ事項を 勧告25「法的取り 決めの透明 法的取 閾

26日改訂・同年6月1日適用のこの指摘を受けて、23年5月

に課される制裁措置が比例的 る要件がないこと、受託者とし 新の情報を保持することを求め 者・受益者に関する正確かつ最 順守が不十分な点が多いとされ は、本勧告で求められる要件 で組成される民事信託について 守しているものの、他方で、 については基準のほとんどを順 されるかがポイントであろう。 ての義務を履行しなかった場合 た。具体的には、受託者が委託 託業法に基づかず、非営利目 次回のFURでどのように評価 を明確に求めている。この点が 業者に対して受託者の地位開示 引」を明記し、銀行等の特定事 て「信託の受託者としての取 なく抑止力がないこと等である また、信託会社等に係る規制 取引を行う目的」の一例とし 犯収法の留意事項」において 信 的 0)

有効性評価の引き上げを第5次審査に向けて

制の不合格水準の勧告が四つ以になるためには、法令等順守体よれば、通常フォローアップ国まれば、通常フォローアップ国

第2回FURでは、不合格水

益の没収・保全措置)および解 取引の報告義務)の六つである 準の勧告の数が6まで減少して 釈ノートの改正が公表された。 23年11月には、勧告4(犯罪収 も検討すべきである。例えば、 寧に説明することが求められる。 第3回フォローアップ報告で丁 24年4月ごろに提出する予定の 勧告対応法の順次施行を踏まえ よって可決・整理したFATF sにおける顧客管理)、勧告23 する者)、勧告22(DNFBP るものへの金融制裁)、勧告12 勧告8、勧告25のほか、勧告7 っている勧告は、本稿で触れた である。いまだにPC評価とな C以上に引き上げることが必要 いるので、あと二つの勧告をし (大量破壊兵器の拡散に関与す (DNFBPsによる疑わしい (PEP=重要な公的地位を有 まずは22年12月の臨時国会に 改正された勧告への追加対応 疑わしい取引の届け出

> を分析する部署(わが国では警察庁犯罪収益移転防止対策室= 別AFIC)が、犯罪の疑いの ある取引を即時に停止できるようにする措置を講ずるべきこと、 能にすべきこと等、犯罪収益没 能にすべきこと等、犯罪収益没 が、剥奪、資産回復の強化を求 める内容となっている。現在、 める内容となっている。現在、 が、第5次相互審査でも現行 るが、第5次相互審査でも現行 るが、第5次相互審査でも現行

ている。 制裁、マネロン収益の没収、 は、マネロン罪の捜査・訴追・ がある。第4次対日相互審査で となっている項目を減らす必要 れらの評価引き上げが求められ 国)の中でも劣後しており、こ 性評価項目がG7(主要7カ る。法執行や没収に関する有効 性評価項目でM評価となってい 関与する者の資産凍結等の有効 悪用防止、大量破壊兵器拡散に ロリストの資産凍結、NPOの 口資金の捜査・訴追・制裁、テ さらに、有効性項目のM評価 テ

融機関とは独立した有効性評価DNFBPsに関しても、金

正評価となる予定であり、ここで 上評価となる予定であり、ここで 上評価となれば、それだけで する勧告を3回目のフォローア ップではLC評価に引き上げる とともに、今のうちから有効性 とともに、今のうちから有効性 とともに、今のうちから有効性 とともに、今のうちから有効性 な統計、データ、事実の積み上 な統計、データ、事実の積み上

(注) 1 総合評価は、「法制度の有効性」(IO=Immediate Outcome)と「法令等の整備状況」(TC=Technical Compliance)との組み合わせで判定される。との組み合わせで判定される。等順守状況の評価のみ行われ、有効性評価項目の評価は行われない。

3 国連安保理制裁決議は、24 行われることが理想的であると 行われることが理想的であると FATF用語集では規定されて いる。 4 FATF「Anti-money

laundering and counter-terrorist financing measures Japan Mutual Evaluation Report」 (21年8月)247ページ

高度化支援に従事。

(High)、S (Substantial)、M (Moderate)、L (Low)と評価。

おざき ひろし

88年三井銀行(現三井住友銀行)入行。91年大蔵省出向(国行)入行。91年大蔵省出向(国行)入行。91年大蔵省出向(国際金融局調査課)などを経て17年総務部部付部長兼AML金融犯罪対応室長。18年金融庁マネーローンダリング・テロ資金供存官。23年1月から現職。

言毛银子、ネット!

信託銀行、ネット銀行においては一貫の検査業務やガイドライが、テロ資金供与対策企画室検が・テロ資金供与対策企画室検が・テロ資金供与対策企画室検が・テロ資金供与対策企画室検が、またで、カット銀行においては、

しろた ゆうき

行におけるAML/CFT業務 リ、国内金融機関向けに導入支 り、国内金融機関向けに導入支 り、国内金融機関向けに導入支 りが、国内金融機関向けに導入支 りが、国内金融機関向けに導入支 の経験を持つ。現在は大手銀